

平成31年度事業計画

第1 重点事業

近年の福祉の動向は、地域共生社会の実現を目指した包括的支援体制による官民協働の地域福祉の推進が方向づけられており、制度の狭間にあるニーズへの対応が強く求められています。平成30年4月1日施行の改正社会福祉法では、「地域福祉(支援)計画」を各福祉分野の上位計画として策定することが努力義務化され、その策定ガイドラインでは、民間財源としての共同募金運動の推進が位置付けられています。

中央共同募金会では、70年答申の実現に向けて、寄付と助成が一体となって資金の循環を生み出し、地域住民や関係機関・団体との協働による地域課題や社会課題の解決へとつなげる共同募金の「運動性」に着目し、その再生に向けて重点的に取り組みを進めています。

本会においても、平成29年度から検討会を設け、今後の運動の展開方針を示す計画づくりに取り組み、今般「石川県共同募金会運動推進計画」を策定いたしました。優先順位を定めて年次計画として取り組む内容を示したもので、今後は各市町共同募金委員会でも実情に沿った項目を抽出し、計画を策定いただきます。

県と市町が一体的に取り組むことで、県民に一層の理解をいただき、寄附文化の醸成に向けて、今年度は以下の事業を実施します。

1 石川県共同募金会運動推進計画の着実な推進

年次計画に基づき共同募金運動を着実に推進します。市町共同募金委員会への研修や巡回訪問により推進計画への理解を深め、各市町においても地域の実情に応じた推進計画策定に取り組んでいただき、本県の一体的な運動推進を図ります。

2 県域のテーマ型募金の研究

各種福祉団体やNPO活動支援組織等との連携を深め、地域課題の解決に取り組む市民活動団体を把握し、県域でのテーマ型募金の実施について研究します。

第2 事業の内容

1 会務の運営

- (1) 理事会の開催 年4回(5月、6月、7月、3月)
平成31年度は、理事・監事の改選期
- (2) 評議員会の開催 年3回(6月定時評議員会、7月、3月)
- (3) 監事会の開催 年1回(5月)
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催 必要に応じて随時

- (5) 配分委員会の開催 年3回(7月、12月、3月)
- (6) 東海北陸ブロック県共同募金会職員研究協議会の開催(11月)
東海北陸ブロック各県共同募金会が抱える課題・問題点について協議し、解決策等についての研究や情報交換を行う。

2 石川県共同募金会運動推進計画に基づく取組み

- (1) 本県における共同募金運動の新たな展開について示した標記の計画について、年次毎の着実な推進に努めます。
- (2) モデルとなる公募助成の手順等を作成します。
- (3) 広域助成(A助成)を行う団体に対する説明会の開催や聞き取り調査を行い、助成の留意点や成果報告の工夫等について説明します。
- (4) NPO活動支援組織等と連携し、新たな助成団体の掘り起しを行います。

3 共同募金運動の企画・実施

- (1) 共同募金運動オープニングセレモニーの開催
共同募金運動の開始にあたり、オープニングセレモニーを行います。来賓や市民団体、学生ボランティア等の参加により街頭募金を行い、運動のPRや気運の高揚を図ります。平成31年10月1日(火) 金沢駅を予定
- (2) 戸別募金
自治会・町内会等の協力を得て、募金実績や使途、目標額などを周知し、戸別募金の増額に努めます。
- (3) 法人募金・職域募金
企業等に対し税制上の優遇等の情報を周知し、より寄付がしやすい環境づくりに努めます。また、従業員への呼びかけ等に理解をいただき、職域募金の拡大に努めます。
- (4) 学校募金
県内の高等学校や大学等に広報資材等を配布し、校内募金や街頭募金の担い手として協力を呼びかけます。
- (5) 街頭募金及び福祉教育の推進
 - ① 市町共同募金委員会とともに街頭募金を行い、運動の理解・普及に努めます。
 - ② 児童生徒などの若い世代に、街頭募金や共同募金助成事業への参加を通して、福祉の理解・啓発に努めます。
- (6) 募金箱の設置及び自動販売機型募金箱の設置
 - ① 気軽に寄付できるよう募金箱の設置場所の増加に向けて協力を呼びかけます。
 - ② 飲料の売り上げの一部を自動販売機設置者、飲料品メーカーから寄付される仕組みである募金機能付き自動販売機(ハートフルベンダー)の設置普及を目指します。

4 歳末たすけあい運動の実施

- (1) 市町共同募金委員会や県市町社会福祉協議会などの協力を得て、歳末たすけあい運動の周知に努めます。
- (2) 地域歳末たすけあいの推進（期間：12月1日～12月31日）
市町共同募金委員会と連携し、支援が必要な方々への見舞金の贈呈をはじめ、福祉活動を行う団体への助成など、地域の実情に応じた助成の実施に努めます。
- (3) NHK 歳末たすけあいの推進（期間：12月1日～12月25日）
日本放送協会がテレビやラジオで運動を周知し、県共同募金会が寄付金の受入や助成などを行うもので、無年金者への見舞金の贈呈や社会福祉施設の備品等の整備に助成します。

5 寄付者の表彰等

大口寄付者をはじめ共同募金運動に貢献された個人・団体を表彰します。

- (1) 石川県共同募金会会長感謝状の贈呈
市町共同募金委員会からの申し出により、5,000円以上の寄付者に対し感謝状を贈呈します。
- (2) 中央共同募金会会長感謝状及び厚生労働大臣感謝状の推薦
対象となる高額寄付者を候補者として推薦を行います。
- (3) 中央共同募金会会長表彰の推薦
対象となる奉仕功労者、優良地区・団体、従事功労者を候補者として推薦を行います。

6 大規模災害への対応

- (1) 災害等準備金の積み立て及び活用
社会福祉法第118条に基づき、災害などの発生に備えるため、災害等準備金を積み立て、災害支援活動を行うボランティア活動などの支援に活用します。
- (2) 災害義援金の募集
本県で災害が発生し災害救助法が適用された場合、義援金の募集及び配分に関する業務を行います。また、県外で災害が発生した場合、被災した都道府県共同募金会及び中央共同募金会からの協力要請を受けて、被災者支援のための災害義援金の募集を行います。

7 広報活動

- (1) 募金実績や活用方法、目標額や助成計画を示したチラシを作成し、県民への周知に努めます。
- (2) 赤い羽根をはじめ、ポスターやバッジ、募金箱などの運動資材を市町共同募金委員会や学校、企業、施設・団体に配布します。
- (3) 報道機関の協力を得て、積極的な広報活動を展開します。

① 新聞による広報

10月1日の運動開始の報道を依頼します。

② テレビ・ラジオによる広報

運動期間中、中央共同募金会が制作した広報用テレビスポット、ラジオスポットを地元報道機関に提供し、放映・放送への協力を要請します。

10月1日～翌年3月31日の期間

石川テレビ放送、テレビ金沢、北陸放送 北陸朝日放送、FMいしかわ他

(4) 共同募金運動ポスターコンクールの実施

福祉教育の一環として、児童生徒からポスターを募り、広報に協力いただきます。作品を表彰するとともに、入賞作品による展示会を開催します。

(5) ホームページによる情報提供

ホームページの利便性を高めるために改修を行い、広域助成の募集情報や募金の使途等について積極的に情報を発信します。

赤い羽根データベース「はねっと」を活用し、募金実績や使途についての情報発信に努めます。

(6) 石川県社会福祉協議会機関紙等を活用した情報提供

石川県社会福祉協議会が年6回発行する機関紙「社会福祉」や毎月発信する「メールニュース」に、本会の活動内容について掲載いただき情報を発信します。

(7) 助成を受けた団体等による使途の報告及び感謝メッセージの発信

助成を受けた団体に対し、共同募金助成シールの貼付・掲示や広報誌を利用した事業報告、感謝メッセージの掲載など、積極的な情報発信を促します。

8 市町共同募金委員会との連携

募金活動の強化、公平公正な助成、積極的な広報・情報開示など、共同募金運動の活性化や課題解決のために、市町共同募金委員会と協力して取り組みを進めます。

(1) 市町共同募金委員会事務局長への情報提供・協力依頼

年2回開催される「市町社会福祉協議会事務局長会議」で、共同募金運動をめぐる情勢や課題等を説明したり、協議する場を設けます。

(2) 市町共同募金委員会職員研修会の開催

共同募金の「運動性の再生」に向けて課題を共有し組織的な運動が展開できるよう、市町共同募金委員会事務局長と担当職員の合同研修会を開催します。

また、募金運動の開始前に、留意点や事務処理方法を説明する他、効果的な運動展開について学ぶ職員研修会を開催します。

(3) 市町共同募金委員会現況調査及び巡回訪問の実施

市町共同募金委員会の組織体制や活動内容等を把握するため現況調査を実施するとともに、効率的な事務処理を指導するため巡回訪問を行います。

- (4) テーマ型募金や募金百貨店プロジェクト等、新たな募金手法に取り組む市町共同募金委員会を訪問し運営への支援を行うとともに、実施に至る経緯や方法等を他の市町に情報提供することで、新たな募金手法の普及を図ります。
- (5) 地域住民や企業・関係団体との協働により、資金面から地域の福祉課題の解決を支援する共同募金の運動性の回復や寄付文化の醸成を目指して、理解と参加意識の高揚を図ります。

9 会計事務・助成事業の適正実施

- (1) 市町共同募金委員会における寄付金及び事務費等の適切な処理を指導します。
- (2) 共同募金助成金を受けた事業の適正な実施を指導します。

10 受配者指定寄付金の受入れ

特定の社会福祉法人の施設整備への寄付など、受配者を指定して行う寄付の仕組みで、中央共同募金会の審査を経て、本会が寄付の受入や助成を行います。

11 各種助成事業への協力

- (1) 県共同募金会が窓口となり、下記の財団の助成推薦事務や調査を行います。
 - ① 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業
 - ② 車両競技公益資金記念財団の補助事業
- (2) その他、公益団体等が行う補助や助成事業の情報提供を行います。

12 年間を通じた寄付金の受入と調整

共同募金運動期間以外でも、年間を通して寄付を受け付けることを周知し、寄付文化の醸成に努めます。